

第8回中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会 及び
第8回東毛交通圏タクシー特定地域協議会（合同開催）

議 事 概 要

平成24年12月5日（水）
14：00 ～ 16：00
群馬県トラック総合会館

1. 開会

・特定地域再指定にかかる状況説明

～事務局（群馬運輸支局 服部首席運輸企画専門官より【資料1】のとおり説明）～
お手元の資料1『特定地域再指定に係る状況』をご覧ください。

平成21年10月にタクシー適性化・活性化法が施行され、各特定地域の協議会を立ち上げ、タクシーが地域公共交通機関としての機能を十分に発揮できるよう取り組んできたところですが、各交通圏ともに、本年9月28日の国土交通大臣告示により引き続き特定地域として再指定されましたので、本日はこれまでの取り組みの検証を行うとともに、今後の取り組みの方向性についてご議論をいただきたく協議会開催となったものです。なお、今回の再指定により指定期間は平成27年9月30日までとなりましたので、今後も引き続きよろしくお願い致します。

参考までに申し上げますと、3ページにありますとおり、関東運輸局管内の特定地域は、東京都の4交通圏をはじめ、新たに指定されました「千葉県南房交通圏」を合わせ28地域となっています。状況説明は以上でございます。

2. 各交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の一部改正について

～事務局（群馬県ハイヤー協会 深澤専務より【資料2】のとおり説明）～

【挨拶】

～前川会長（群馬運輸支局長）～

委員の皆様方には、お忙しいところ本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

群馬県中・西毛交通圏及び東毛交通圏におきましては、各交通圏においてタクシー事業の適正化・活性化に向けた取り組みを進めていただけてきたわけですが、冒頭でも事務局から説明がありましたとおり、9月末日に特定地域の指定期間の満了を迎え、9月28日に国土交通省告示により再指定を受けるに至りました。

これまでの3年間の取り組みにより、供給量の削減が図られ、日車営収が回復傾向にあるなど、一定の効果が現れているところでございますが、特定地域の指定要件に引き続き合致している状況でございます。

指定期間は、平成27年9月末までの3年間ということでございますが、まずはこのタクシー特定地域協議会で、これまでの3年間の検証を行い、法の目的である、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることが重要であるということ再認識した上で、ご議論をいただいた中で、タクシー特定地域協議会として、この3年間を総括し、今後の取り組みの方向性を確認したいと考えております。

また、これを踏まえまして、タクシー特定地域協議会の大きな役割でもあります地域計画につきましても、ご議論をいただきたいと思っております。

関東運輸局管内では、再指定後、各交通圏で協議会が開催され、関係の方々から注目されているところでございますが、どうぞ忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、宜しくお願い致します。

3. 議事

～大島座長（高崎経済大学経済学部 教授）～

冒頭で事務長から説明がありましたように、タクシーの特定地域につきましては本年9月に指定期間の満了を迎え、10月1日から平成27年9月30日までの間、再指定されたということでございます。再指定ということでございますので、今回は一つの区切りと致しまして、これまでの3年間の取り組みを検証した上で、今後の取り組みの方向性などについてご議論ができればと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それでは「議事次第」にしたがって進行させていただきます。

(1) タクシー事業の適性化と活性化に係る3年間の取り組みの検証について

～事務局（群馬運輸支局 堀越運輸企画専門官）より協議会の目的、タクシー事業の現状について【資料3】のとおり説明～

～大島座長～

ありがとうございました。事務局より議題（1）の「タクシー事業の適性化と活性化に係る3年間の取り組みの検証」と、それに基づく総括について説明をいただきました。

タクシーが地域公共交通機関として健全に機能をしていくことを目標として様々な取り組みを行ってきたところですが、この3年間のタクシーを取り巻く現状認識や、あるいは目標ごとの進捗状況に対するご意見を順を追って委員の皆様からお伺いしたいと思っております。

・協議

～生活協同組合コープぐんま組合員 清野理事～

資料3のP.16にある「タクシーの救援事業の推進」における“安否確認”とは具体的にどのようなものですか。

～事務局（群馬運輸支局 堀越運輸企画専門官）～

安否確認の対象としては、一人暮らしの老人等が想定され、例えば子どもからの依頼等を受け、近くにいるタクシーがご自宅まで安否の確認しに行くような仕組みであります。

安否確認については最近の取り組みのため、実際の事例があるかどうかは確認できておりません。

～大島座長～

タクシーの救援事業につき、実施事業として買物代行、病院の順番取り等がありますが、これらの事業は実車（メーターを回して）で走ることを想定しているのですか。

～事務局（群馬運輸支局 堀越運輸企画専門官）～

救援事業についてはメーターを回さず、「救援板」を表示して実施することになっております。

救援事業時の料金は事業者ごとに自由に設定できます。

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務）～

救援事業を実施している事業者について、群馬県ハイヤー協会のホームページに記載しております。協会加入事業者のサービス欄に「救」のマークがついているので参考にしていただければと思います。

～全国自動車交通労働組合全自交群馬地方連合会 柏木執行委員長～

ホームページなどのインターネットでの広告も有効的だとは思いますが、老人などには分かりづらく、使えない人も大勢います。チラシ等を使った紙媒体の広告なども活用すれば、もっと裾野が広がるのではと思います。

～事務局（群馬運輸支局 服部首席運輸企画専門官）～

救援事業はタクシーの空いてる時間を活用して行う事業であり、前橋市、高崎市の事業者からは救援事業の普及のため、ホームページ以外にもどこまで広告宣伝してよいか等の相談を受けております。

次回時には救援事業の資料及び救援事業実施事業者とその内容等を提供できるようにしたいと思います。

～大島座長～

自治体の広報なども活用して救援事業等について、市民にPRすることも有効かと思いません。

各々ご意見をいただきましたが、事務局から説明のあった「3年間の取り組みの総括」につきましては、当協議会の「3年間の取り組みの総括」としても概ね問題ないと考えますが、如何でしょうか。

「異議なし」

それでは当協議会として検証した結果として、資料3の28ページにあります「3年間の取り組みの総括」を了承することと致します。

(2) 今後の取り組みの方向性（各交通圏タクシー特定地域協議会地域計画の一部改正） について

～事務局（群馬運輸支局 細野運輸企画専門官）より再指定後の取り組みの方向性について【資料4】及び地域計画の一部改正について【資料5】のとおり説明～

～大島座長～

ありがとうございました。事務局より議題（2）の「今後の取り組みの方向性」及び「地域計画の一部改正」について説明をいただきました。

これまでタクシー事業については、適性化事業を中心に推進してきたわけですが、今後の方向性としましては「引き続き適性化を進めることを前提に、活性化についても力を入れて行こう。」ということでございます。

まず、これらの重点事項についての方向性を踏まえ、地域計画の改正内容に対するご意見、あるいはこれらを実現していくためのアドバイスでも結構ですので、何かございますか。

・協議

～群馬県ハイヤー協会 吉本西毛支部長～

高崎市では、市の担当者とともに協力して活性化に取り組んでいます。主な取り組み事例として、来る衆議院選挙において市内108カ所の投票所へ投票箱を輸送します。だいたい70万円近い営収が見込まれます。また、高崎市が免許返納割引制度を県内で最初に行いました。

さらに、福祉タクシーの導入について、昨年度高崎市生活交通改善協議会を立ち上げ、国の補助を活用し、福祉タクシーを1台導入しました。今年度も一者一台申請していると

ころです。このように高崎市と一緒に活性化に取り込んでおります。

現在、自治体とともに過疎地の輸送、買い物支援タクシーの運行等についても現在議論しているところです。

～高崎市市民部地域交通課 後関係長～

高崎市としては、高齢化といった社会変動の中で、バス交通だけではまかなえない部分をタクシーでまかなえればと考えています。近い将来、高齢化率が上がることを見据え、タクシー業者と行政の結びつき、既存のバス交通とタクシーとの役割分担等をどうするかを考えている次第です。現在でもお年寄りからの要望で、個別の移動を求める声が多く、デマンド交通等交通体系の模索で各自治体担当者が知恵を絞っているところだと思えます。

高崎市としてもハイヤー協会さんと協力してどういう仕組みを作るのか検討しているのが現状です。

なお、公共交通システムについてですが、高崎市では鉄道・バス・タクシーの役割分担を深く考え、ネットワークを構築していくのが今後の課題と考えています。

都市計画としては高崎駅東口の整備、高島屋のタクシー乗り場の整備等を行っております。そういった中で、一次交通、二次交通の整備はもちろんのこと、地域の毛細血管としてのタクシーの役割、支援の仕方、行政とのつきあい方等をこれから検討していこうと考えているのが現状です。

また、上記の話はまだ実験的でありこれから付加させて作りあげていくものなので、地域計画に盛り込むにはまだ早いと考えております。

～全国自動車交通労働組合全自交群馬地方連合会 柏木執行委員長～

この3年間を検証すると、特措法の目的、つまり労働者の賃金・労働条件の悪化を防ぎ、さらにタクシー事業の活性化を目指すにあたり、事業者、協会がもう少し協力していただいて、活性化策が労働者の労働条件の改善につながるように推進を図っていただきたいと思えます。

東京を抜いた関東七県に13区の計画対象事業者がいるが、群馬がいつも労働賃金が最下位です。

自家用王国ということもあるが、群馬県は観光資源を持っている。それを活かさないのか。労働条件の改善につながる活性化をお願いしたいと思います。

また、3月11日の災害について、タクシーが東北3県、茨城、千葉で活躍したという事例が多いです。県の防災対策の中にタクシーを利用するか、交通弱者の輸送を担うか、また今回の3月11日の災害では燃料不足等の問題もあり、行政の移動もタクシーが担っていたときあります。県の方に働きかけ、防災計画の中でタクシーを活用した防災対策をとることで公共交通としての位置づけを持っていただけるのではと考えています。

～群馬県退職女性教職員の会 上野会長～

いつもこの会議に出席させていただきありがとうございます。資料も必要性に応じたものでよく理解できました。

私どもの団体でいくつか感じたことを申し上げます。例えば全国総会など、同一時間に同じ会場で多数の利用がある場合に、タクシー台数が足りず、乗車できないことがあります。

事前に県、自治体、施設の方と連携をとり、需要の事前予測をして、こういった場合でもタクシーに確実に乗れるような配車システムを構築していただきたいと思います。

～群馬県個人タクシー協会 高山会長～

いろいろな会議に出席させてもらい、いつも感じることは運転手の質の向上ということです。私としては観光に対して力を入れていただきたいと考えています。行政に「観光ガイド」の仕組みを作ってください、やる気のあるドライバーが資格を取る。それを国や県が大々的に広報することで、県内だけでなく、他県からもお客さんがつき、群馬県の活性化にもつながると思っています。

できればそういったやる気のあるドライバーに優先的に仕事を与えて欲しいと思います。例えば交通圏以外でもお客さんを乗せられるようにするなどしてもらえればと思います。

行政としてはこのような資格はつくれないときいていますが、外郭団体等に認証を与えて資格をとれるような仕組みを是非つくっていただきたいと思います。

～大島座長～

ありがとうございました。

一通りご議論をいただいたものと思います。

『地域計画の一部改正』につきましては、皆様のご意見を踏まえましても、概ね方向としてはご了承をいただける内容ではないかと考えますが、出尽くしていないご意見もあるかと思しますので、資料をお持ち帰りいただき、事務局までご意見を頂けたら幸いです。期間は一週間程度でよろしいでしょうか。

また、ご意見をいただいた中で修正が必要な部分につきましては、会長と私にご一任をいただき、改めて皆様に地域計画案をご照会させていただいた上で決定としたいと考えますが如何でしょうか。

「異議無し」

～大島座長～

それでは地域計画案についてよろしく願いいたします。

いただいたコメントを精査した上で、改めてご照会させていただきます。これをもって

本日の議事を終了させていただきますが、その他、全般にわたり、何かご意見がありましたらお願い致します。

事務局から何か連絡事項はございますか。

～前川会長（群馬運輸支局長）～

私も長く交通行政に関わっておりますが、タクシー業界に対する行政側の支援はほとんどなかったと実感しております。

先ほど吉本西毛支部長様からお話しがありましてとおり、高崎市のような行政とタクシー業界との顔の見える関係は大変心強く感じております。他の地域でも県、市、タクシー業界とで全体的に取り組んでいただき、ご支援いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

私の実体験としまして、千葉運輸支局勤務時に介護タクシー等の乗務員がヘルパー資格を取得する際の受講料の半分を自治体に補助していただくといった先進的な事例もございました。

国土交通省としても予算の少ない中、支援をしていこうと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

～今井事務局長（群馬県ハイヤー協会会長）～

本日は貴重なご意見、ありがとうございました。次回の協議会については、また改めてご連絡差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

～大島座長～

活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

～事務局（群馬運輸支局 服部首席運輸企画専門官）～

大島座長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第8回群馬県中・西毛交通圏並びに第8回群馬県東毛交通圏におけるタクシー特定地域協議会の合同会議を閉会致します。

本日は、誠にありがとうございました。